

都市公共政策ワークショップⅡ議事録

開催日時：平成24年11月2日（金）18：30～21：15（1限目～3限目）

開催場所：107号室

テーマ：大阪市における市政改革

講師：村上龍一（大阪市副市長）

1 市政改革のこれまでの取組 ～關改革・平松改革～

<市政改革の取組～これまでの軌跡～>

- ・1980年代以降、日本では貿易不均衡の問題から内需拡大路線へと転換。大阪市の税収も増加し、都市インフラ整備を進めてきた。都市インフラ整備のために、起債を行ってきた中で、平成4年以降に行った起債の償還の負担が今のしかかっている。
- ・中曽根内閣での民活路線により3公社が民営化。NTT資金の無利子貸付が、第3セクターの始まり。（無利子融資は第3セクターでしか受けられなかった）
- ・プラザ合意後、円高不況となったが、その後の低金利政策などで金余り、バブル経済へ。バブルが崩壊した後の平成8年に税収をピークを迎えた。（景気と税収との関係にはズレが生じる。）平成15年に税収の底を迎えることになるが、その前年（平成14年11月）に磯村市長時代に「財政非常事態宣言」を出すこととなった。
- ・平成18年～19年度、關市長の時代には「市政改革基本方針」を。平成23年度の平松市長時代には「なにわルネッサンス2011」と市政改革に取り組んできた。
- ・橋下市長の時代になって「市政改革プラン」の実行にスピード感を持って取り組んでいる。

<大阪市が直面した危機>

- ・關市長の時代に税収の落ち込み、職員の厚遇問題、同和対策事業における問題、また議会との関係等、市政における無責任体質から高コスト体質に。
- ・また市民の信頼が低下をするとともに、職員の士気も喪失。
- ・「市政改革基本方針」の策定へとつながっていった。

<大阪市の財政状況>

- ・平成15年度に落ち込んだ税収も、その後は回復傾向にあったが、リーマンショックの影響で平成20年度以降、再び税収が減少傾向へ。
- ・市税収入は、平成24年度予算ではピークの平成8年度より1710億円減収。
- ・税収構造は他都市と比較しても、個人市民税よりも法人市民税の割合が多く、いびつな構造となっている。
- ・臨時財政対策債の多額の発行があるものの、公共事業費を減少させることで、市債の新規発行額を抑制してきている。
- ・市債残高は、平成23年度末では全会計で7年連続の減少となり、平成12年度以来11年ぶりに5兆円を下回った。

<職員厚遇問題の総括>

- ・ヤミ専従問題では、労働組合が過払い分を返還、ながら条例の廃止や組合との交渉結果の公開など関係の適正化も行った。福利厚生に関わる厚遇問題については、各種委員会を設置するなど外部委員を入れて徹底した改革を行った。

<市政改革基本方針の柱>

- ・市政改革基本方針の3つの柱は「マネジメント改革」（行財政改革や事務事業の総点検など）「コンプライアンス改革」（公正職務委員会など情報公開の徹底）「ガバナンス改革」（意思決定を明確に）。
- ・市政改革基本方針は、關改革から平松改革へと継承された。

<市政改革基本方針の成果 ～マネジメント改革～>

- ・「経費の圧縮」については2250億円の目標に対して、平成22年度までの5年間で2719億円の達成。5カ年の累積効果額は8961億円。「職員数」については、7000人以上の削減で3万人台という目標に対して、8623人を削減。「給与」は平成21年度からの給与カット、手当等の見直しで、平均給与月額は政令指定都市の中で最低レベルに。「市債残高」は、5年間で4400億円を削減（全会計）。
- ・「事務事業の見直し」として公用車の廃止や指定管理者制度の導入や「事業仕分け」、地対財特法期限後の事業等の見直しを行った。
- ・「事務事業の総点検」では全ての事務事業（3174事業）についてゼロベースからの点検・精査を実施。
- ・「外郭団体等の改革」では、団体数の見直しと委託料の削減を行った。
- ・従来のように人事や財政の影響力を温存していると行政改革は実行できないと言う考えから、市政改革室を独立した組織とし、行政改革を徹底する意思を示せた。

<市政改革基本方針の成果 ～コンプライアンス改革～>

- ・「公正確保の仕組みづくり」として、公益通報制度の導入、コンプライアンス委員会の設置、内部統制体制の構築（内部監察のための法務監察室を設置）。平成18年度には政令指定都市の中で情報公開度が13位だったが、平成23年度には1位となっている。
- ・退職後の退職手当の支給額の制限・返納制度の創設、また不祥事根絶推進チームの設置など組織管理の徹底にも取り組んできた。

<市政改革基本方針の成果 ～ガバナンス改革～>

- ・「経営体質の再構築」として、トップマネジメントの機能を強化し、トップダウン手法に変えた。
- ・「区政改革」に本格的に取り組み、区役所をサービス期間とするとともに、24区の区役所にあった税務担当課を7か所の市税事務所に集約化した。
- ・「労使関係の健全化」では、「ながら条例」の改正、労使交渉等に関するガイドラインの策定、交渉内容の公開等を進めた。

<市政改革基本方針の成果 ～平松改革「なにわルネッサンス2011」へ～>

- ・關市長時代の副市長を残し、關改革を継承しつつも、情報公開室の設置や職員の新規採用を再開させ、交通事業については改革型公営企業として当面は民営化することなく徹底した改革を行う等、關市長時代の「市政改革基本方針」を一部修正しつつも、引き続いて改革に取り組んだ。
- ・その上で、關市長時代から5カ年を経て、数値目標を達成したのち、市政改革の集大成として「なにわルネッサンス2011」を策定した。
- ・新しい視点として、行政改革から区役所改革へと視点を移し、行政と地域との関係の再構築を外部識者の意見を取り入れて取り組んでいった。

＜「なにわルネッサンス2011」＞

- ・「地域」は自主自発的な地域運営を、「区」は住民参加による協働の区政を、「市役所」は地域活動と市民の生活を支える市役所に、「行財政」は持続可能な行財政基盤を構築するというこで、「地域から市政を変える」をスローガンに、3つの指針を掲げた。
- ・持続可能な大阪市を支える行財政基盤の構築のために、「施策事業の財構築」「職員数・人件費の削減」「収入の確保」「外郭団体の見直し」など徹底した「集中と選択」により、「地域力の復興」「未来への投資」へつながる重点投資を推進するという内容となっていた。

2 市政改革プランの基本的な考え方 ～橋下改革～

＜市政改革の位置づけ＞

- ・「なにわルネッサンス2011」では「多様な主体の協働による地域力の復興」を掲げているが、一定の成果はあったものの、やはり効果は限定的であったと言わざるをえなかった。
- ・区役所改革の不徹底によるものと考え、市長ではなく区長に決定権を持たせるという方向で、地域の事は地域で決める、この点が橋下改革の最大の特長である。その最たるものが「公募区長」。
- ・さらに、新たな観点に立った改革の必要性から、「成長は広域行政、安心は基礎自治行政」を役割分担を明確にするべきとの考えから、橋下改革の特長である「形」にこだわり改革を進めようとしている。「都構想」もその形を明確にするねらいがある。
(課題は多いが)

＜基礎自治行政について＞

- ・市民の安全・安心を担う基礎自治行政について、「ニア・イズ・ベター」を徹底的に追及した新しい住民自治の実現を目指している。
- ・そのために、区の規模や広がりから、区割りをどうするのか、財政調整や事務配分をどうするのかという点で多くの課題を解決しなければならない。

＜府市統合本部での議論＞

- ・広域行政・二重行政の一元化に向け、経営形態の見直し項目、類似・重複する行政サ

ービスの見直し項目の基本的方向性を取りまとめ、現行制度に捉われず最適化を追求している。

- ・ただし、中には現行法の中で出来るものもあれば、市内部の問題として市のみで解決できるものもある。

<ニア・イズ・ベター>

- ・区政運営においては、区内の施策や事業は区長が決定し、局は区長の補助機関として、ニア・イズ・ベターを徹底させるという方向。
- ・また、行政サービスの内容を住民の選択にさらすなど、無駄を徹底的に排除した効果的・効率的な行財政運営を目指している。
- ・具体的には、「民間でできることは民間に」「選択できるサービスの提供」「受益と負担の再検討」など。

3 最後に

- ・關改革では「行財政の改革」に着手、平松改革では効果を出す前に選挙となり仕上げることはできなかったが「地域の再構築」を目指した改革であった。
- ・橋下改革では、前の2人の市長の改革を発展的に継承するも、徹底した地域の再構築と新たに地域の団体の自立を求めている。
- ・まだ、緒についたばかりであり、改革はこれからである。
- ・しかし、12月には「都構想」に向けた「法定協議会」の設置についての議論もされることから、改革に向けて現実的で柔軟な対応が必要となるだろう。

以 上